

議会だより

第182号
令和7年5月



新一年生 入学おめでとう!!!

4月6日、乙部小学校、乙部中学校で入学式が行われました。

乙部小学校は4月から旧明和小学校と統合し、新しい乙部小学校となりました。入学された児童・生徒皆さんのこれから の学校生活が、楽しく、実のあるものになることを期待しております。

- 第1回定例会で審議して決まったこと P. 2
- 一般質問 P. 5
- 委員会の活動報告 P. 11
- 議会のうごき P. 12

第1回 乙部町議会定例会



令和7年度各会計予算などを可決

専決処分

第1回定例会

令和七年第一回乙部町議会定例会が三月五日に招集され、会期を九日間と決定しました。今定例会は令和七年度一般会計予算などの提出案件が計三十二件あり、いずれも原案のとおり可決されました。また、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針が示され、三月十一日閉会しました。

審議して決まったこと

■令和六年度乙部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二回）
歳出それぞれ一億二千六十九万七千円を減額し、総額を五十一億三千六百五十三万三千円としました。

■令和六年度乙部町介護保険特別会計補正予算（第四回）
歳入では、特別調整交付金分の追加など、歳出では、国保病院電子カルテシステム購入事業補助金の追加などをを行い、歳入・歳出それぞれ四千五百四十二万七千円を追加し、総額を四億二千三百六十八万七千円としました。

■令和六年度乙部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）
歳入では、保険料の減額などを行なう、防災・安全社会資本整備交付金の減額など、歳出では、緑町四号線改良工事請負費の減額などを行い、歳入・歳出では、通所介護報酬の減額など、歳出では、介護サービス事業勘定の歳入では、通所介護報酬の減額など、歳出では、介護サービス運営事業基

補正予算

歳入では、普通交付税の追加、歳出では、除雪業務委託料の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ千百八十四万円を追加し、総額を五十二億五千七百二十三万円としました。

■令和六年度乙部町一般会計補正予算（第九回）
歳入では、防災・安全会計補正予算（第九回）

社会資本整備交付金の減額など、歳出では、緑町四号線改良工事請負費の減額などを行い、歳入・歳出では、保険料の減額などを行なう、防災・安全会計補正予算（第九回）

■令和六年度乙部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）
歳入では、保険料の減額などを行なう、防災・安全会計補正予算（第九回）

■令和六年度乙部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）
歳入では、保険料の減額などを行なう、防災・安全会計補正予算（第九回）

金積立金の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ百十万三千円を減額し、総額を三億百七十一万七千円としました。

■令和六年度乙部町簡易水道事業会計補正予算

(第四回)

収益的収入では、長期前受金戻入など千四百十九万四千円を追加し、収益的支出では、有形固定資産減価償却費など二千百七十八万千円の追加を行い、収益的収入総額を一億二千二百五十九万三千円とし、収益的支出総額を一億二千三百六十七万六千円としました。

■令和六年度乙部町国民健康保険病院事業会計補正予算

(第二回)

収益的収入では、入院収益の減額など、収益的

収益的収入では、長期前受金戻入など千七百二十一万六千円の追加を行い、収益的収入総額を二億二千四十三万二千円とし、収益的支出総額を二億二千八百四十八万円としました。

資本的収入では、特定減額し、資本的支出では、環境保全公共下水道事業に充てる建設改良債など六千百二十四万五千円を減額し、資本的支出では、乙部機械設備更新工事請負費など五千九百九十八万五千円の減額を行い、支出的収入総額を一億三千七百九十四万円とし、資本的支出総額を一億六千五百二十二円の減額を行い、資本的収入総額を七千三百四十三万千円とし、資本的支出総額を八千百一万千円としました。

■令和六年度乙部町下水道事業会計補正予算

(第二回)

収益的収入では、長期前受金戻入など九百十六万八千円を追加し、収益的支出では、有形固定資

支出では、職員給の減額などを行い、収入・支出それぞれ三千百三十二万七千円を減額し、総額を四億六千百六十五万五千円としました。

資本的収入では、国保特別調整交付金など千六百十六万八千円を追加し、

資本的支出では電子カルテシステム購入事業など二千六百八十万六千円の減額を行い、資本的収入総額を七千四百七十五万円とし、資本的支出総額を八千七百三十万二千円としました。

条例の制定

■乙部町犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るために必要となることから条例を制定しました。

条例の改正

■乙部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準に関し必要となることから条例を制定しました。

■乙部町債権管理条例

町の債権の管理の適正を期すため、その管理に関する法務執務に必要となることから条例を制定しました。

■情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

令和四年に刑法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、令和七年六月一日から施行されることとなり、当町においても関係条例について所要の改正を行いました。同法律が昨年六月に公布され、その法改正において行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に新たな用語の定義が加えられたことに伴い、当町の条例においても引用している条文の内

■乙部町職員の勤務時間、休暇日等に関する条例及び乙部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和六年五月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と生活の両立支援制度の拡充が図られ地方公務員においても関連する法律の改正が行われたため、条例の一部を改正しました。

容に改正が必要となる事から関係する条例について所要の改正をしました。

■乙部町課設置条例の一 部を改正する条例

年々変化する社会情勢による行政環境や多様化する町民の行政ニーズに柔軟かつ的確に対応するとともに、機動的・効果的な体制をとり、地域振興のさらなる強化及び推進を図るため、総務課付の一部を改正しました。

■督促手数料廃止に伴う 関係条例の整備

町が徴収するほかの徴収金等について現在、国において2次元コード導入が検討されており、将来、その導入が見込まれることなどを踏まえて、町税との整合性を図るため、後期高齢者保険料、介護保険料、税外収入金、道路占用料について併せて廃止するもので、督促手数料の廃止に伴い五本の条例改正を一括でおこ

ないました。

■乙部町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

理栄養士法が改正され管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不用となり、栄養士免許を取得せずとも可能となつたことで、これまでに併せて連携施設を確保するということで経過措置を延長し、保育内容支援や代替保育に係る連携施設の見直し等をする条例の一部を改正しました。

■乙部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例

過疎対策事業債の対象事業となる、一事業を新たに追加するため本計画を変更しました。

■乙部町立学校設置条例の一部を改正する条例

令和七年三月三十一日をもつて乙部町立明和小学校が閉校となるため、本条例の一部を改正しました。

■乙部町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

令和七年三月三十一日をもつて任期満了となる教育長に、再度、品野肇氏（緑町）を選任することに同意しました。

當にに関する基準に準じて、当町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しました。

浦温泉公園、多目的運動場の指定管理者として、株式会社共立ソリューションズを五年間指定することに決定しました。

同 意

■議会運営委員会

「調査事件」

・議会の運営に関する事項

・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

・議長の諮問等に関する事項

・議長の

事項

・議会に関する条例等に関する事項

・議長の諮問等に関する事項

・議長の

事項

■乙部町宿泊体験施設等に係る指定管理者の指定

「調査事件」

- ・特別養護老人ホームおとべ荘及びケアセンターおとべの利用状況について（現地調査）
- ・町有林の森林整備事業計画（今後十年間）及び林道の管理状況について（現地調査）
- ・議会行事報告
- ・監査委員からの例月出納検査報告
- ・議会行事報告

■乙部町宿泊体験施設「光林荘」及びおとべ温泉いこいの湯、乙部町館定

- ・乙部町宿泊体験施設「光林荘」及びおとべ温泉いこいの湯、乙部町館

令和7年度 予算を可決

令和七年第一回定例会に、令和七年度一般会計をはじめ、各特別会計予算が提案され、予算審査は議長を除く議員全員による予算特別委員会（田中義人委員長）を設置し、委員会に付託、慎重に審査を重ねた結果、原案どおり可決し、本会議に報告されました。

一般会計では、増川高志議員、安岡美穂議員が賛成討論を行い、全ての会計予算が原案どおり可決されました。

予算の詳細につきましては「広報おとべ」5月号に掲載されていますので、省略します。

各議員から 一般質問 がありました!!

第1回定例会では、甲谷議員、田中議員、 笹谷議員、澤田議員、安岡副議長（提出順）の5名が質問に立ち、町政に対する考え方などを質す、計6項目の質問がありました。

令和四年六月一日、本町では「乙部町ゼロカーボンシティ宣言」を提唱し、再生可能エネルギーの導入促進・省エネ対策・ソフト施策の実施などを通じて、脱炭素社会の実現を目指しているところです。

洋上風力発電事業においては、去る一月二十九日、国・道より担当者の方にご来町いただき、町内主要団体の方々へ向けて、檜山沖洋上風力発電事業に付帯しての乙部沖でのケーブル敷設の可能性について説明会が開かれました。

また、陸上風力発電事業でも二月五日に江差町五厘沢・鰐川地区での風車設置を計画する発電事業者から乙部町民へ向けたところがあります。なかでも五日の説明会では、事前調査が十分あるか、そしてデータと

令和四年六月一日、本町では「乙部町ゼロカーボンシティ宣言」を提唱し、再生可能エネルギーの導入促進・省エネ対策・ソフト施策の実施などを通じて、脱炭素社会の実現を目指しているところです。

洋上風力発電事業においては、去る一月二十九日、国・道より担当者の方にご来町いただき、町内主要団体の方々へ向けて、檜山沖洋上風力発電事業に付帯しての乙部沖でのケーブル敷設の可能性について説明会が開かれました。

また、陸上風力発電事業でも二月五日に江差町五厘沢・鰐川地区での風車設置を計画する発電事業者から乙部町民へ向けたところがあります。なかでも五日の説明会では、事前調査が十分あるか、そしてデータと

事業計画では、羽根の長さも含めると地上から百六十メートルから百八十メートルともなる国内の大型風車であります。一方で、近隣住民はもちろん、静養できる環境を必要とする国保病院やおととべ荘、加えて小・中学校へも影響がないこともしっかりと考慮されています。

この度の事業は江差町内で計画されていることではあります、隣接する乙部町民へ影響が及ぶ、以下の方についてお伺い致します。

①乙部町に開わる洋上・陸上風力発電事業の現

事業計画では、羽根の長さも含めると地上から百六十メートルから百八十メートルともなる国内の大型風車であります。一方で、近隣住民はもちろん、静養できる環境を必要とする国保病院やおととべ荘、加えて小・中学校へも影響がないこともしっかりと考慮されています。

この度の事業は江差町内で計画されていることではあります、隣接する乙部町民へ影響が及ぶ、以下の方についてお伺い致します。

①乙部町に開わる洋上・陸上風力発電事業の現

質問

再生エネルギー導入推進に向けて

甲谷勇介 議員

令和四年六月一日、本町では「乙部町ゼロカーボンシティ宣言」を提唱し、再生可能エネルギーの導入促進・省エネ対策・ソフト施策の実施などを通じて、脱炭素社会の実現を目指しているところです。

洋上風力発電事業においては、去る一月二十九日、国・道より担当者の方にご来町いただき、町内主要団体の方々へ向けて、檜山沖洋上風力発電事業に付帯しての乙部沖でのケーブル敷設の可能性について説明会が開かれました。

また、陸上風力発電事業でも二月五日に江差町五厘沢・鰐川地区での風車設置を計画する発電事業者から乙部町民へ向けたところがあります。なかでも五日の説明会では、事前調査が十分あるか、そしてデータと

事業計画では、羽根の長さも含めると地上から百六十メートルから百八十メートルともなる国内の大型風車であります。一方で、近隣住民はもちろん、静養できる環境を必要とする国保病院やおととべ荘、加えて小・中学校へも影響がないこともしっかりと考慮されています。

この度の事業は江差町内で計画されていることではあります、隣接する乙部町民へ影響が及ぶ、以下の方についてお伺い致します。

①乙部町に開わる洋上・陸上風力発電事業の現

在の推移を町として、どのように受け止められていますでしょうか。ご答弁の程、よろしくお願いいたします。

②再生可能エネルギーの導入を進めていくなかで、乙部町内ではこれからどのような計画が挙げられるでしょうか。ご答弁の程、よろしくお願いいたします。

答弁者
寺 島 町 長

当町にとつては、理解しがたい状況でありました。そこで法定協議会事務局である北海道・国の資源エネルギー庁が一月二十九日来町し、町内の各団体、住民代表の方々に昨今の情勢等により海底ケーブル敷設の可能性ができたことや健康、環境等に及ぼす影響等について説明がなされ、多くの質問、要望がでた中で送電線については、大きな反対意見がなかつたものと認識しております。

それを受け法定協議会の意見取りまとめを整理し、促進区域指定に向け、今後第四回法定協議会の開催が見込まれているところでございます。

次に陸上風力発電でございますが、江差町内であるものの乙部との町境に（仮称）江差第一風力発電事業が計画され、昨年八月に事業者による環境影響評価の住民説明会、二月五日には再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく住民説明会が開催されましたところでございます。

それぞれの説明会では、

発電事業自体には反対ではないものの、最高高さ百六十から百八十メートルに及ぶ風車が最大九基建設予定であり、乙部町内の住宅や国保病院、おとべ荘、学校等に極めて近いことから、説明会参加者からは騒音、低周波等の健康被害への不安、景観や調査方法に対する懸念から多くの質問、意見や離隔距離確保の要望が出されたと報告を受けています。

それでも、町への意思照会等の際には、町民の皆様の不安や懸念を意見に十分に反映し、事業者には町民の皆様へ丁寧な説明と理解を得られるよう強く求めていきたいと考えております。

次に二点目の乙部町における再生可能エネルギーの導入の今後の計画等についてお答えいたします。

当町では、令和四年六月にゼロカーボンシティー宣言をし、公共施設のLED化、防災備蓄センターⅡ、現在建設中の給食センターと保育園に太陽光パネルや蓄電池を導入し、カーボンニュートラルに向けて前進しているところでございます。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、先ほども申し上げましたところでございます。

町民の暮らし、健康新安全等を最優先に考え町民のご理解、合意のもとに進めることを大前提にしながら、可能性を摸索しております。

今回の檜山沖の着床式洋上風力発電事業には参画しておりませんが、陸

質問	持続可能で多様性のある安心安全な「まち」づくりの構築を目指して
年始めの広報おとべで町の概要が記述されていました。ちなみに町の人□動態であります。令和四年から令和六年度まで	の直近三か年における人□動態、自然動態、社会動態における平均的な数值を見ると、年間九十八六人が減少したとされて

から離隔距離が確保できる浮体式洋上風力事業には関係機関と連携し、将来的に取り組む可能性は十分あると考えております。

ほかにも地熱発電や小水力発電等も模索しておりますが、当町に適したお發電方法を調査していきたいと考えております。

また、現在開発が進んでおります太陽光発電のペロブスカイトは軽く薄いため、既存の公共施設にも導入でき、一般家庭住宅へも普及が期待できることから実用化に向けた新たな技術の開発にも期待しているところでございます。

カーボンニュートラルの観点から再生可能エネルギーの導入だけではなく、海藻類を育て二酸化炭素の海域での吸収、貯留分をクレジットとして取引するブルーカーボンにも調査機関や企業とも協力しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

再生可能エネルギーの導入には、町民の暮らしの安全・安心を基本にぶれることなく、地域特性を活かしエネルギーの安全保障、カーボンニュートラルへの貢献していくことが肝要です。このことが、乙部町の持続的な発展と未来への価値に繋げていくものと考えておりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

います。その比率は社会動態で三十・七四パーセント、自然動態で六十九・二六パーセントとおよそ二七・八一パーセントが自然動態の減少であります。すなわち出産数よりも死者数が多く、少子高齢化は深刻な状況にあると認識しております。

令和六年三月策定の高齢者保健福祉計画においても少子高齢化は進展し、二〇四〇年（令和二十二年）には高齢化比率は五十四・九パーセントと推計され、町民の半数以上が高齢者になると予測されています。急速に人口減少が進む中で、町内小学校の二校が一校に本年度をもつて閉校されることは関係地域にとりましては、唯一の灯火が消え去ろうとしております。

まちづくりの総合的な指針に基づいて地域づくりが求められると考えております。少子高齢化が進み人手不足に拍車がかかり、地方行政サービスは一つの自治体単独では、多様化する町民ニーズに的確に応えることは難しく、いつまでもそれがなされています。因みに道内は二百七十九市町村となりました。檜山管内は十町から七町に行政区の変更がなされたことは周知のところであります。

国は行政効率を推進するため「アメとムチ」を使い分け合併特例債の発行と地方交付税の削減で自治体に合併の促進を求め、国が主導した合併後状況の悪化や過疎化が進んだとしております。自治体の行財政基盤は合併した市町村の多くが財政運営には健全な財政基盤が重要であるとの認識のもと、行政改革に取り

ます。

当町では自主自立の道を選択し、持続可能な町運営には健全な財政基盤が柔軟に行い、町民皆様の住み慣れた地域で安心して暮らしていただためのサービスを進めてまいりました。

今後も事業実施にあたっては、各種補助制度や財政措置のある地方債の活用を図ることは当然であります。また人口減少という大きな波は全国的な問題であり、容易に止めることはできません。しかし、その波を少しでも緩やかなものとなるよう、手法、事業等を模索しシラフランディングの共同化の必要性を検討すべきとしている市町村もあるようですが、しかし、土地が広大で人口が分散している道内においては、多様化する町民ニーズに的確に応えられるか、疑問に思います。

いかにして、行政サービスが停滞することなく「限界集落」に陥ることなく、創意工夫に満ちた「まち」づくりを具現化すべきと考えますが。町長のお考えをお尋ねします。

質問 農業型太陽光発電（ソーラーシエアリ ング）について

（ソーラーシェアリ ング）について



笛谷
隆議員

（ソーラーシェアリング）は、農地に支柱を設置し、発電を行いながら農業を継続する仕組みで、これ

どめず地域資源と組み合
わせた事業展開を行うこ
とで、持続可能な農業経
営につながるものと考え
ます。

により土地を有効活用しながら収益の多様化が可能ななるものと考えます。就農者人口の減少、高齢化、遊休農地や耕作放棄地の増加といった全国的に深刻化する課題は、乙部町においても同様で、一九九五年に総農家数三百七十七戸であったもの

例えば「ソーラーシェアリング」を活用して育てた作物としてエコ意識の高い消費者層に向けた展開や、「農業プラスエネルギー事業」といった新たな働き方の提案で就農者人口増加を促すことも可能ではないでしょう。

- ・ 売電収入を得ることによる、農業収入の補完。
- ・ 地域内に電力を供給し、エネルギーの地産地消を実現。などが考えられます。
- ・ 営農中の農地で営農型太陽光発電を導入するメリットとしては、

投資については初期投資が高額になるなどの課題もありますが、初期投資については国などの支援制度の活用やファイナンスの活用としてPPAモデル（これは、初期投資無しで事業者が発電設備を設置し、発電した電気を一定期間購入する方式）、などの活用も検討

に値するものと考えます。成功事例のひとつとして、千葉県匝瑳市（そうさし）のソーラーシェアリングを中心とした脱炭素化推進プロジェクトでは、地域の農家と協力しながらソーラーシェアリングを導入、売電収益を農業振興に活用し、農地の再生と若手就農者の育成を推進しています。

乙部町においても、ソーラーシェアリングの導入は、農業経営の多角化と持続可能性向上に寄与する可能性があるものと考えます。

乙部町の特性に適した作物の選定や適切な設備設計、各種支援制度やファイナンス活用、地域連携と人材育成、そして他地域での成功事例を調査分析といった取り組みを総合的に進めることで基幹産業である農業の活性化に繋がるのではないかと想うか。

脱炭素、再生エネルギーの利活用といった点も踏まえて、今後の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

答弁者 寺島町長

脱炭素、再生可能エネルギーの取り組みに関しては、先ほど甲谷議員のご質問への答弁をもつてご理解いただけたと思います。

ご質問のとおり就農人口の減少や高齢化は深刻な問題であり、その対応策の検討は急務であると認識しております。

當農型太陽光発電を活用した農業者の所得向上やエネルギーの地産地消の観点につきましては、笠谷議員がおっしゃるとおり成功事例もあり、乙部町においてもどのような課題があるか、また、その導入によってどの程度の効果が期待できるかを検討することは重要であると考えております。

一方で農地を利用する点につきましてはご指摘のとおり、多くの課題が存在します。

まず、農業経営と農地法の課題についてでございますが、太陽光発電設備の下部農地での當農は

町内の主要作物の場合、作物の反収減少につながる可能性があります。また、賃貸借期間満了後の現状復旧義務及び耕作者と土地所有者との合意形成が不可欠であることなどから、町や農業委員会においても一次転用許可の審査は非常に慎重にならざるを得ないと考えられます。

このほか、様々な課題を整理し、地域計画ははじめとする農業政策の各種計画や令和七年度に着手する景観計画との整合性を図ることが第一段階となると考えています。

一方で、農業経営の多角化や持続可能性の向上に加え、湛水機能など防災の観点からも農地の保全は極めて重要であります。

町といたしまして、これららの課題に全力で取り組む必要があることと考えております。

そのためには、農業者や地権者のニーズを把握し、効率的な営農活動を継続しつつ、高品質な作物を安定的に供給することが、農業者所得向上の

答弁者
寺島町長

寺島町長

町内の主要作物の場合、作物の反収減少につながる可能性があります。また、賃貸借期間満了後の現状復旧義務及び耕作者と土地所有者との合意形成が不可欠であることなどから、町や農業委員会においても一次転用許可の審査は非常に慎重にならざるを得ないと考

基本的な考え方となります。
その上で、農業経営の
安定対策や新規就農者の
増加につなげ、持続可能な
農業の確立を目指して

まいりますので、ご理解
の程よろしくお願ひいた
します。

質問
一人世帯でも安心できる町づくりにつ
いて



澤田一幸議員

全国的にも少子高齢化
が主な要因といわれてい
る人口減少の歯止めが効
かず、わが町乙部町も高
齢化率の推移が上昇して
おります。その中で町内
における一人世帯の比率
も増加していくのではと
不安があります。

合研究所のデータでは全
国で二〇五〇年には六十
五歳以上で配偶者と子ど
もなど三親等以内の親族
がいない「身寄りのない
高齢者」が四百四十八万
人になると記載されてお
りました。

これらの話ではあり
ますが、先を見越し、例
えば医療や介護サービス
の利用時に身元保証人が
いない、困った時に援助
を頼める親族がない等、
の対応等々、さらには孤
独死の話までされた町民
の方もいらっしゃいました。
これからも課題となつ
ていく様々な高齢者問題
に対し、どの様な対応・
対策を講じていくのか見
解を伺います。

現在進行形の課題では
ありますが、町ではどの
様にお考えか町長に見解
を伺います。

質問①
今年は戦後・被爆八十
年になります。三月三
日から七日迄の日程で
ニューヨーク国連本部に
おいて核兵器禁止条約第
三回締約国会議が開かれ
ました。

日本原水爆被害者団体
協議会は、永年に亘り被
爆に苦しみながら平和を
願い、核兵器廃絶運動を
続けて、昨年「ノーベル
平和賞」を受賞しました。

私は今も続いている
戦争、ウクライナからロ
シア軍の撤退そしてガザ
の停戦が恒久的停戦にな
る事を求めるとともに、
改めて「核抑止」ではな
く「核兵器廃絶」こそ人
類が核の脅威から逃れる
唯一の道であると考えま
す。次の点について伺いま
す。

当町においても、ご認
識のとおり、少子高齢化
に歯止めがかからず、高
齢化率は上昇し、五十
パーセントに近づいてお
ります。

そのような中で、一人
世帯の比率も増加してく
るものと推測され、町で
はこれまでに包括支援と
して訪問・面談したり、
「お達者いきいき教室」
「しつかり貯金講座」や
「各地区サロン」「認知症
サロン」などの予防対策
や知識の向上、交流の場
の創設をして、様々な情
報を整理し関係機関と連
携会議を開催し、情報共
有を図つてきました。

さらに、一人世帯で身
体に不安のある方を中心
に急病などの対応として、
「緊急通報システム」の
貸し出しをおこない、ま
た配食サービスの提供依
頼されている方について
は、その都度、社協職員
が見守りとして確認して
きていただいており、さ
らには、普段の生活の中
において各地区の民生委
員の協力を求め、訪問など
により見守り活動をお
こなつていただいており
ます。

今後におきましても、
関係機関と連携を密にし、
対応していきますので、
ご理解いただくとともに、
当町においても、ご認
識のとおり、少子高齢化
に歯止めがかからず、高
齢化率は上昇し、五十
パーセントに近づいてお
ります。

答弁者
寺島町長

質問
21 農業問題について
安岡美穂議員

私は今も続いている
戦争、ウクライナからロ
シア軍の撤退そしてガザ
の停戦が恒久的停戦にな
る事を求めるとともに、
改めて「核抑止」ではな
く「核兵器廃絶」こそ人
類が核の脅威から逃れる
唯一の道であると考えま
す。次の点について伺いま
す。

①当町も各市町で取り組んでいるように「非核平和宣言の町」と提唱する考え方はないでしょうか。

②毎年八月一日に戦没者慰靈祭において、町内の戦没者二百十八名の追悼が献花方式で行なわれています。近年、遺族の方々の高齢化や世代交替等で参加が少なくなっている状況が見えます。

しかし、平和に対する思いや戦没者に対する追悼も大事であります。遺族会や慰靈祭実行委員会に働きかけ、町民誰もが参加できる様に「平和を考える日」なる様、検討していきます。

現在、当町では毎年八月に戦没者慰靈祭を執行し、郷土を守るために戦地に赴いた方々への追悼と平和を祈念しているところございますが、昨年から遺族関係者以外の方であっても、参加しやすいように形式を変えさせていただきました。

より多くの方が平和に対する考え方として考へる場としていただければ、有難いと考えております。また、非核宣言についての行事、お

全世界の方が願つてやまない共通の思いである事は言うまでもございません。

しかし、戦後八十年を迎える今日も、残念ながら恒久的な平和の思いはまだ道半ば、ヨーロッパ、中東の情勢を始め、世界各地では平和を享受できる思いの実現に至つてはいないと受け止めています。

各小中学校では国語、社会科、道徳などの授業において時代背景や実際の体験を題材とした学習を取り入れ、児童生徒に平和の大切さを学ばさせております。

また、平和に関する教

材を活用した事業の実施

に加え、総合的な学習の

時間には、戦争を題材と

した映画の鑑賞などをお

こなすことでの児童生徒

が平和について考える機

会を設けております。

これらの取り組みを通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和を築く意識を育むことを目指し、日頃から平和教育の推進に努めております。

②国の方針で「水田活用直接支払い交付金」について、水張りをして見通しはどうですか。

①新年度で新規就農者対策として、一人五十万円支援するという予算

計上されておりますが

見えます。

また、農家の減少にも

つながっています。町内

でも農業者の高齢化等で

減少傾向にあるのではな

いかと懸念するところであります。

ご質問の二つの項目に

ついてお答えいたします。

①新規就農者対策について、新規就農者対策についてございます。

令和七年度予算案に新規就農者支援補助金を計上することを提案しております。

この補助金は親元

就農など農業経営の継承

や新規就農を支援するためのもので、一件あたり五十万円の補助を予定しておきました。現在、町内では経営継承と新規就農それぞれ一件のお話をお伺いしております。

移住と新規就農を同時に進めるには、法的・経

営的な課題が多く、すぐ

に解決するのは難しいの

が現状でございます。そ

のため、まずは現行の農業者の経営継承を中心

うところです。
それだけではなく、食糧自給率が下がっていても米を輸入すれば良いな

どと、これまでの農政に大きな問題があると思いまます。

また、農家の減少にも

つながっています。町内

でも農業者の高齢化等で

減少傾向にあるのではな

いかと懸念するところであります。

ご質問の二つの項目に

ついてお答えいたします。

①新規就農者対策について、新規就農者対策についてございます。

令和七年度予算案に新規就農者支援補助金を計上することを提案しております。

この補助金は親元

就農など農業経営の継承

や新規就農を支援するためのもので、一件あたり五十万円の補助を予定しておきました。現在、町内では経営継承と新規就農それぞれ一件のお話をお伺いしております。

移住と新規就農を同時に進めるには、法的・経

営的な課題が多く、すぐ

に解決するのは難しいの

が現状でございます。そ

のため、まずは現行の農業者の経営継承を中心

者所得に直結するかといえば、必ずしもそうとは言い切れない状況にあります。

町といたしましては、持続可能な農業を目指し、様々な施策や情報収集に取り組むことにつきましては、先ほど笛谷議員の質問に対する答弁でも申し上げたとおりでございます。

ご質問にあるとおりでござります。

町といたしましては、持続可能な農業を目指し、

様々な施策や情報収集に

取り組むことにつきまし

ては、先ほど笛谷議員の

質問に対する答弁でも申し上げたとおりでござります。

引き続き、対策を進めてまいります。

次に二点目の水田活用直接支払い交付金についてでございます。安岡議員もご承知のとおり令和九年度から適用されるいわゆる「五年水張りルール」により、五年間一度も水張りをおこなわなかつた水田は交付対象外とされていました。

しかし、本年一月の衆議院予算委員会におきまして、水田・畑を問わず作物ごとの生産性向上を支援する政策への転換が検討される旨の発言がありました。

現時点では、これ以上の具体的な情報がないため、今後の詳細は未定となりましたが、影響が懸念される農業者の皆様と適宜、情報共有を図りながら、農地の維持と経営の安定化に努めてまいりますので、ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

○簡易水道浄水場、乙部浄化センター、生命の水の施設の維持管理状況について（現地調査）

水道及び下水道は、私たちの生活に欠かせない基本的なインフラであり、安全で清潔な水の供給や保護、そして町の発展において非常に重要であることから、町内の関連施

担当者からは、浄水場の概要として、水源から自然流下により当該浄水場へ水が送水され、砂でろ過し、塩素を加え、他の配水池を経由するなどし各家庭へ飲み水として利用されることで説明があつた。

簡易水道浄水場については、町内に三か所ある施設の中で、主に市街地へ水道水を給水している乙部地区浄水場高区配水池（姫川地区）を現地確認しました。



調査の様子 (簡易水道浄水場)

設の概要を聞き取りし、維持管理状況について現地確認を行つたものである。

また、下水道については、町内に二か所ある施設の中では、市街地等を供用区域としている乙部浄化センター（緑町）についての概要を聞き取り後、現地担当者から説明を受けた。



調査の様子 (乙部浄化センター)

令和六年四月段階では、接続戸数九百七十一戸、接続率七十五パーセント、一日平均処理量が約六百八十立方メートルとなっており、処理方法（オキシデーションディッチ法）としては、汚水を空気と接触させ微生物分解により、沈殿物を分離後、下水道については、施設の被災時の復旧対策を

この過程での維持管理としては、ろ過砂の清掃や塩素の定期的な補充、電子データを利用した二

ケーリー状の汚泥にして処分施設へ搬出していることであつた。

施設内における前述の一連の運転業務と維持管理については、一年毎に契約締結した上で三菱化機アドバンス株式会社に委託しており、専門的な知識を有する社員が常駐しながら当該下水道施設の管理等を行つていた。

更に、北海道南西沖地震を教訓に災害時の貴重な給水施設として整備している「生命の水」の維持管理状況の確認を行つたところであるが、町内五か所ある施設の中では、姫川地区にある「ひめかわの水」と、館浦地区の「といの水」を選定し、現地で説明を受けた。

週間に一度の消毒作業や周辺清掃を行つているとのことであつた。

議会意見として、簡易水道浄水場の維持管理については、概ね良好と思われる。

水道管の検査時において、打検やボルトの緩みの確認も取り入れてはどうかと思うところである。全般的に、下水道管を起因とする道路陥没が見受けられることがから、当町内の施設（当該センターの他、污水管も含む。）においては事故に繋がらないよう万全を期して取り組んでいただきたい。



調査の様子 (生命の水)

水道管の検査時において、打検やボルトの緩みの確認も取り入れてはどうかと思うところである。全般的に、下水道管を起因とする道路陥没が見受けられることがから、当町内の施設（当該センターの他、污水管も含む。）においては事故に繋がらないよう万全を期して取り組んでいただきたい。

町政はあなたのためには —議会を傍聴しましょう—

- 町議会の定例会は年4回（3・6・9・12月）開会されます。
- 町の臨時会は、必要に応じて随時開会されます。

★★★ 次の定例会は、6月です ★★★



議会のうごき

- R 7. 3. 3 まちづくり常任委員協議会・委員会・議会運営委員会
R 7. 3. 5 令和7年第1回乙部町議会定例会（第1号）
R 7. 3. 6 議会運営委員会
R 7. 3. 11 令和7年第1回乙部町議会定例会（第2号）
予算特別委員会（1日目）
R 7. 3. 12 予算特別委員会（2日目）
令和7年第1回乙部町議会定例会（第3号）
R 7. 3. 15 明和小学校閉校式

新年度が始まり、1か月が経過いたしました。新生活が始まった方も、徐々に新しい環境に慣れてくる頃でしょうか。その中で乙部小学校と乙部中学校の入学式が開催されました。

春の交通安全運動の街頭指導で登校する児童、生徒の数が減つてきているのを目の当たりにすると少子高齢化が、ここまで進んできたかと実感してしまいます。今後も、議会の様子を「分かりやすく・読みやすく」をテーマに編集に努めてまいりますので、皆さんのご意見等をお聞かせください。

【議会だより編集委員】
委員長 田中義人
副委員長 澤田一幸
委員 米坂貞男

V
編集後記